

○建築工事における熱中症対策に係る費用について

令和元年6月14日 元農振第622号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

一部改正 令和8年8月31日 8農振第1625号

記

1 対象工事等

(1) 対象工事

全ての建築工事とする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 積算方法等

熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応すること。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。なお、土木工事と一括して発注する場合においては、土木工事と重複しないよう留意されたい。

3 特別仕様書等への記載について

次の記載例を参考として適用する。

（特別仕様書記載例）

第○章 その他

○ 熱中症対策に係る費用の計上

- (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）等の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

（別表）

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
 - ・ 作業場換気用送風機
 - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
 - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
 - ・ 遮光チョッキ、空調服
 - ・ ドライミスト
 - ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置
- 等